

# 非自発的失業者の国民健康保険料の軽減について

倒産や解雇・雇止めなどの理由により離職し、雇用保険の給付を受けるかた（非自発的失業者）の国民健康保険料を軽減します。

## ◆対象となるかた

平成21年3月31日以降に離職したかたのうち、離職時点の年齢が65歳未満であり、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の『12 離職理由』の欄（下図<見本>の太枠部分）に、次のいずれかのコードが記載されている場合が対象となります。

対象となるコード 11、12、21、22、23、31、32、33、34

雇用保険受給資格者証		<見本>		(第1面)
1. 支給番号	2. 氏名			
48010-10-000109-7	コノノノ			
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 離職時年齢	6. 生年月日	7. 求職番号
4800-014551-0	男	45	3-400101	12345
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号)番号 - 金融機関名 - 支店名				
安定所現金 (G)				
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由		
100401	220331	11		
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額			
	4,000			
16. 求職申込年月日	17. 認定日	18. 受給期間満了年月日		
220401	1型-月	230331		
19. 基本手当日額	20. 所定給付日数	21. 通算被保険者期間		
3,200	270	111230		
22. 離職前事業所名				
ロドクシヨウセンターカブシカイシャ 労働市場センター株式会社				
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			
	0000			

## ◆対象とならない方

短期雇用の「特例受給資格者」と65歳以上の「高年齢受給資格者」

裏面へ続きます →

#### ◆軽減が適用される期間について

(例) 令和6年9月30日に離職された場合

→離職日の翌日：令和6年10月1日

開始：令和6年度（令和6年10月）から

終了：翌年度末＝令和7年度末（令和8年3月）まで

#### ◆軽減の内容について

軽減対象となるかたの前年の給与所得の100分の30を算定対象とみなして保険料の計算を行います。

『平等割額および均等割額の7割・5割・2割を軽減する制度』においても、前年の給与所得の100分の30を算定対象とみなして軽減の判定を行います。

**※ 対象は給与所得のみとなります。その他の所得は対象となりません。**

#### ◆軽減の適用を受けるには

##### 【窓口での申請方法】

下記の書類をお持ちの上、手続きをお願いいたします。

- ① 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知（支給終了者でも可）
- ② 本人および世帯主のかたのマイナンバーがわかるもの（通知カード等）
- ③ 保険証または納入通知書（送付前であれば不要です。）

##### 【郵送での申請方法】

下記の書類を送付先まで郵送してください。

- ① 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知の両面コピー
- ② 青森県国民健康保険特例対象被保険者等に係る届出書  
(弘前市のホームページからダウンロードできます。)

送付先

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1  
弘前市役所 国保年金課 国保保険料係 行

#### ◆ご注意ください

雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知が発行されていないかたは軽減が適用されません。

また、届出をされても保険料に影響しない場合があります。

保険料の確認やご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

弘前市役所 市民防災館 1階

国保年金課 国保保険料係

☎0172-40-7045（直通）